

# ベビーシッター派遣事業割引券について

(仕事・子育て両立支援事業費補助金)

内閣府子ども・子育て本部が実施している事業であり、繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている厚生年金提供の医療機関等の労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう利用料金の一部を負担する制度となっています。

対象者	乳幼児又は小学校3年生までの児童の保護者 (*条件により6年生まで対象となる場合あり【以下に該当者する者】) ① <u>身体障害者手帳の交付を受けている</u> 「身体障害者福祉法」(S24年法律第283号)第15条第4項の規定 ② <u>療育手帳の交付を受けている</u> 「療育手帳制度について」(S48年9月27日厚生省発児第156号通知) ③ その他、 <u>上記のいずれかと同等程度の障害を有する</u> 地方公共団体が実施する障害児施策の対象となる場合
利用目的	配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等により就労が困難な状況にある場合(職場への復帰を含む)
割引額	1枚当たり2,200円の補助
利用限度	1日一人につき1枚利用可能、但し1回の使用枚数の上限は利用料金を超えないこと(対象児童2名で料金3,000円の場合は1枚のみ使用可能)
支給枚数	児童一人につき24枚/月、280枚/年

